

2017年1月31日

京都大学総長 山極 壽一 殿

京都大学職員組合

中央執行委員長 川島 隆

賃金切り下げの経過措置の激変緩和延長求める要求書

2016（平27）年度の給与規程改正に伴う、50歳以上の給与削減の経過措置が2019（平30）年3月31日で終了しますが、この経過措置の延長を要求します。

国家公務員の給与制度の総合的見直しとして50歳台後半層の給与引き下げが、2016（平27）年4月から実施され、給与引下げには3年間の経過措置（原給保障）が実施されおり、不当にも、本学も「人事院勧告に準拠」するとして同様の賃金引下げ措置が行われています。

50歳台後半層の賃金引下げに伴う影響が大きいため、激変緩和のための経過措置（3年間の現給保障）を継続するよう要求するものです。

記

1. 2019（平30）年3月末で終了予定の激変緩和のための経過措置（3年間の現給保障）を継続すること。